

# 指定通所介護事業所 あすなろデイサービスセンター

## 通所介護契約書

\_\_\_\_\_様(以下、「利用者」といいます。)と、社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会(以下「事業者」という。)は、利用者があすなろデイサービスセンター(以下、「事業所」という。)において、事業所から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

### 第1条(契約の目的)

事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条(契約期間)

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。その後も同様とします。

### 第3条(通所介護計画)

利用者の日常生活全般の状況及び、希望を踏まえて、「通所介護計画書」を作成します。事業所は、この「通所介護計画」の内容を利用者及び、その家族代表者に説明します。

### 第4条(通所介護の提供場所・内容)

- 1 通所介護の提供場所は、指定通所介護事業所 南相馬市社会福祉協議会 あすなろデイサービスセンターです。所在地及び設備の概要は、『重要事項説明書』のとおりです。
- 2 事業所は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供し、内容について、利用者及びその家族代表者に説明します。
- 3 利用者はサービス内容の変更を希望する場合には、事業所に申し入れることができます。その場合、事業所は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

### 第5条(サービスの提供の記録)

- 1 事業所は、通所介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式

の記録票に記入し、サービスの終了時に確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

- 2 事業所は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後 5 年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録複写物の交付を受けることができます。

#### 第 6 条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として、『重要事項説明書』に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業所は、当月の合計額の請求書に明細を付して翌月 10 日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の合計額を翌月 20 日までに現金集金(デイサービス窓口)および口座振替で支払います。
- 4 事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

#### 第 7 条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日午後 5 時まで(前日が日曜日の場合は前週の金曜日の午後 5 時まで)に通知することにより、サービス利用を中止することができます。また、直前の中止であってもキャンセル料は請求いたしません。
- 2 事業所は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては『重要事項説明書』に記載したとおりです。

#### 第 8 条（料金の変更）

- 1 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく『重要事項説明書』を作成し、お互いに取り交します。
- 2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

#### 第 9 条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院など止むを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業所は、止むを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ①事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ②事業所が守秘義務に反した場合
  - ③事業所が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④事業所が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 20 日以内に支払われない場合
  - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は、利用者の入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスができない状態であることが明らかになった場合
  - ③ 利用者又は、その家族が事業所やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

#### 第 10 条（秘密保持）

- 1 事業所及び事業所の従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業所は、利用者の家族代表者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第 11 条（賠償責任）

事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。

## 第12条 《 緊急時の対応方法 》

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、当事業者が予め協定している医療機関(小高病院)、救急隊、家族代表者、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

## 第13条 ( 連携 )

- 1 利用者は、通所介護の提供に当り、介護支援専門員及び保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業所は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業所は、この契約書の内容が変更された場合又は、この契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項又は4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

## 第14条 ( 相談・苦情対応 )

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。詳細は『重要事項説明書』の9.《相談・要望・苦情等の窓口》をご覧ください。

## 第15条 ( 本契約に定めのない事項 )

- 1 利用者及び、事業所は、信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

## 第16条 ( 裁判管轄 )

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し 1 通ずつ保有するものとします

年 月 日

《事業者》 住 所 福島県南相馬市原町区小川町322番地の1  
事業者名 社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

《事業所》 介護保険事業所番号 0771200037 号  
住 所 福島県南相馬市小高区小高字金谷前84  
事業所名 指定通所介護事業所 南相馬市社会福祉協議会  
あすなろデイサービスセンター  
代表者名 管理者 鎌田 早苗

《利用者氏名》

住 所

氏 名

《家族代表者》

住 所

氏 名